

平成 28 年 9 月 12 日

第 9 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成28年第9回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年9月12日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場2階 中央会議室

3. 出席委員（11名）

会 長		北里 耕亮
会長職務代理者	1番	高村 夏規
委 員	2番	北里 千尋
	3番	北里 隆泰
	4番	安武 聖
	5番	佐藤 仲子
	6番	宮崎 博美
	7番	石松 丈多郎
	8番	阿南 美穂
	9番	明里 孝良
	10番	松岡 克明

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（関係委員 6番 宮崎委員）

第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第4 報告第1号 農地所有適格法人報告書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 弘雄
事務局係長	穴井 桂子

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から平成28年第9回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は11名で、総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 北里委員 8番 阿南委員にお願いいたします。

 なお、本日の会議書記には事務局職員の穴井さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります

議 長 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求め、平成28年9月12日提出。小国町農業委員会 会長 北里耕亮でございます。番号1です。土地の所在は大字下城市井野になります。畑が1筆です。面積が728㎡でございます。譲渡人、譲受人は以下のとおりです。双方の話し合いによる所有権移転です。詳しくは、別紙の資料を見てください。1ページが農地法3条の許可申請書の写しが付けてあります。3ページに作物の面積ということで、水稻とお茶とみょうが、農機具については、トラクター、耕運機、田植機、ハーベスターとなっております。従事する者については、以下のとおりです。農地までの距離は、50m、

徒歩で3分です。次に4ページに譲受人の世帯構成が載っております。5ページに取得後の農地面積、6, 207㎡でございます。6ページに周辺地域との関係、地域との役割分担について記載されております。次に、9ページに全部事項証明書を添付しております。11ページが当該申請地の場所でございます。13ページが確認書です。15ページが現地確認の写真です。現況は、茶畑を抜根して、畑に利用するということです。簡単ですが、説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、下城地区担当の宮崎委員から報告をお願いします。

6 **番** 8月31日、ひまわりの種取の後に事務局の2名と、阿南委員と現地確認に行ってきました。ご覧のとおり、一緒の部落の方々による売買です。何も問題ないと思います。審議方よろしく願いいたします。

事務局長 地元農業委員の宮崎さんから報告がありましたが、少し補足させていただきます。現場に倉庫を建てるという話が丁度現地確認中に通りかかった地元の方の話の中にございました。現地確認の後、譲受人に電話をかけまして、土地の売買ではなかったのかと確認したところ、翌日、本人が役場に来てくださいまして、畑は畑として利用するけれども、その一角に50㎡ほどの農業倉庫を建てる予定とのことでした。農業用の機械倉庫であれば、転用面積が200㎡未満である場合は、農地転用は不要とされております。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

10 **番** 字図は2筆あるように見えますが、1筆で間違いはないですか。

事務局長 9ページの登記簿謄本を見ていただくと、2052番と2053番が合筆により1筆となっております。1筆で間違いありません。

議長 それでは採決いたします。議案第1号について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は提案のとおり決定しました。

議長 それでは日程第3の議案第2号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号、農業経営基盤評価促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成28年9月12日提出。番号1です。農地の所在については、北里になります。地目は田、3筆です。面積が合わせて2,520㎡です。利用権の設定は新規です。設定をする者、受ける者、以下のとおりです。利用については水田で、期間が6年、一反あたりの賃借料は60kg となっています。新規ですので、別紙のほうをご覧ください。利用権の設定を受ける方の農業経営の状況はご覧のとおりです。男性、66歳 農作業従事日数300日、経営作目は水稲です。世帯員は、男5人、女3人です。

次に番号2です。所在地は上田、地目は田で3筆です。合わせて5,698㎡です。設定をする者、受ける者、以下のとおりです。利用の目的については水稲で、借賃は全部で300kgです。これについても新規になりますので説明します。借り手の状況は、男42歳、農作業従事日数は300日です。主に米ときゅうりを栽培しています。世帯員は男2人、女2人。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第2号について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に日程第4号 報告第1号 「農地所有適格法人報告書について」事務局より報告をお願いします。

事務局長 農業生産法人は、決算後3ヶ月以内に農業委員会に報告する義務があります。本来ならもっと早い時期に報告書を提出すべきところでしたが、ここの決算を依頼されている税理士が、熊本地震で被害にあわれて、書類が間に合わないということで、農業委員会の方には遅延の報告されておりましたが、ようやく提出されました。今年の4月からは、農業生産法人は農地所有適格法人と名前が変わりました。農業委員会としては、この法人が引き続き法人としての条件を満たしているかというチェックしたうえで、この農業委員会に報告するようになっています。お手元にはございませんけれども、定款の写し、役員名簿等をチェックして、今日の総会で報告となっております。報告自体は紙1枚でございますが、少し説明をします。経営面積は7haの畑です。事業の種類としては、生産する作物は大根、甘薯、ごぼう、青果の加工販売です。売り上げについては、3年前、2年前、1年前の実績及び申請日の属する年の実績見込みが記載されております。簡単ですが、説明を終わります。

議長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありますか。

4番 加工販売とありますが、何の加工ですか。

事務局長 甘薯です。

1 番 甘薯は、蒸して乾燥をさせている。柔らかいうちに乾燥を止めて出しているらしい。

議 長 他に質問はありませんか。ないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第9回総会を閉会致します。

平成28年第9回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

3 番

8 番